中国で「AI 生成の技術内容を含む」として予備審査で問題視された特許出願

― 南京市プレ審査の事例、法的根拠、今後の見通し ―

調査時点：2026 年 10 月 29 日

Claude Opus 5.5

凡例　〔確認済み〕＝政府・公的機関の公表文書等の一次資料、または原文を確認できた報道で確認した事実。〔二次情報〕＝転載・報道でのみ確認できた事実。〔分析〕＝筆者の分析・推論。〔未確認〕＝根拠を確認できなかった情報。上付き番号は末尾の参考文献に対応する。

用語　「初歩審査（初步审查）」＝国家知識産権局（CNIPA）が出願後に行う審査。「プレ審査（预审）」＝地方の知識産権保護センターが正式出願前に行う前置審査。日本語の「予備審査」はどちらの訳にもなり得るため、本書では両者を区別する。

1　要旨

- **事例は実在する。ただし問題視したのは CNIPA の初歩審査ではなく、南京市知識産権保護センターのプレ審査である。**同センターは 2025 年 6 月 4 日、出願書類への AI 直接生成内容の使用を禁止した[1,2]。その後の品質通告では「AI 生成の技術内容」を問題類型として挙げ、非正常出願の疑いを指摘したと報じられている[3]。
- CNIPA が初歩審査の通知書で「AI 生成」を明示の理由とした一次資料や、AI 生成を理由とする代理機構・代理師の処分は確認できなかった。ただし通知書は非公開が多く、不存在を証明したものではない。
- **AI 生成そのものを禁じる国の明文規定はない。**処理は、局令第 77 号の非正常出願類型（コンピュータ技術等によるランダム生成、寄せ集め等）と、実施細則第 11 条の誠実信用原則の枠内で行われている[4,5]。2026 年 1 月 1 日施行の改正審査指南は発明者を自然人に限定したが、AI で作成した明細書自体を拒絶理由とする規定や AI 利用の申告義務は置いていない[6,7]。

- CNIPA は 2026 年 4 月 1 日、AI エージェントで出願書類を作成する 3 つのリスク（技術情報の漏洩、AI の幻覚による実質的欠陥、不誠実出願）を注意喚起した[8,9]。同月の代理業界「整治規範年」行動方案は、2026 年 5〜9 月を集中整治期間とした[10]。
- 〔分析〕当面、AI 生成が疑われる出願は非正常出願の枠組みで処理され続け、南京型の入口審査が他の保護センターや CNIPA の受理段階へ広がる可能性がある。日本企業は、AI を補助に限定し、発明者の貢献と AI 利用の記録を残し、代理機構の AI 利用方針を書面で確認すべきである。

2　前提の整理：「初歩審査」と「プレ審査」は別の手続

項目	初歩審査（初步审查）	プレ審査（预审）
実施主体	国家知識産権局（CNIPA）	国家級知識産権保護センター（地方機関。例：南京市）
時期	正式出願の後	正式出願の前（任意）
審査対象	方式上の欠陥、明らかな実質的欠陥、費用納付[11]	快速審査ルートに入るための事前審査
不備の帰結	補正通知、審査意見通知、驳回（却下）	プレ審査不通過、資格停止等。CNIPA の却下ではない[1]

〔確認済み〕審査指南上、初歩審査で実質的欠陥を指摘するのは、欠陥が明らかに存在する場合に限られる[11]。

〔分析〕SNS には「国家知識産権局が AI 専利を見抜いた」とする見出しも見られる[12]。しかし今回確認できた事例は、いずれも南京市保護センターのプレ審査に関するものである。「CNIPA の初歩審査で却下された」と読むのは誤りである。

3　関連する出来事（時系列）

日付	主体	内容	確認
2023/12/21 公布 2024/1/20 施行	CNIPA	局令第 77 号。発明創造の内容が主にコンピュータ技術等でランダムに生成された出願を非正常出願の類型に明記[4]	一次
2024/8/13 掲載	CNIPA	復審無効十大案件の解説で、AI（DABUS）を発明者とした出願の拒絶維持を紹介。発明者は自然人に限ると判断[13]	一次

日付	主体	内容	確認
2024/12/31	CNIPA	AI 関連発明の出願指引（試行）を公表。AI は発明者になれない旨を FAQ で明示[14]	一次
2025/6/4	南京市保護センター	出願書類での AI 直接生成内容の使用と、AI による研究開発証明資料の生成を禁止[1,2]	転載
2025 年夏（日付要確認）	南京市保護センター	プレ審査の品質通告（2025 年 4-6 月分）。「AI 生成技術内容」を問題類型に挙げ、非正常出願の疑いを指摘[3]	二次
2025/9/22	中華全国専利代理師協会	職業道徳・執業規律規範を改正。代理師が AI で最終提出用の出願書類を直接生成することを禁止[15]	二次
2025/11/10 公布 2026/1/1 施行	CNIPA	局令第 84 号で審査指南を改正。発明者は自然人に限り、AI 名の記載を禁止[6]	一次
2026/4/1	CNIPA	AI エージェント（OpenClaw 等）による出願書類作成のリスクを注意喚起[8,9]	一次
2026/4/16 付	CNIPA・公安部・市場監管総局	代理業界「整治規範年」行動方案。2026 年 5〜9 月を集中整治期間とする[10]	一次
2026/4/24	南京信息工程大学（南京市センターの新規則を学内通知）	大学のプレ審査を厳格化。駆け込み出願や技術交底書のない代筆出願を禁止し、5 月 1 日から推薦函を要求。AI への言及はない[16,17]	一次
2026/4/26	CNIPA	2025 年度復審無効典型案例。復審で提出された大規模言語モデルの生成内容を、出願日前の現有技術や当業者の知識水準を客観的に示せないとして採用せず[18]	一次

注：「確認」欄の「一次」は公的機関の原文、「転載」は原文の全文転載、「二次」は報道のみで確認したもの。

4　南京市保護センターの対応

4.1　AI 直接生成内容の使用禁止（2025 年 6 月 4 日）

〔確認済み（全文転載）〕通知の要点は次のとおり[1,2]。

- **禁止事項**：出願書類に AI で直接生成した内容を使うこと。実験データ報告などの研究開発証明資料を AI で生成すること。
- **違反時の扱い**：プレ審査不通過と品質告知書の発出。重い場合はプレ審査資格の一時停止とネガティブリスト入り。特に重大な場合は、専利法第 20 条・実施細則第 11 条違反として行政機関に通報し、行政処罰を建議する。
- **検出方法**：テキスト検出ツールによる原創性の分析、審査専門家による合理性・論理性の評価、出願人への説明・補強資料の要求。具体的なツール名は公表されていない。

4.2　品質通告での指摘（2025 年 4-6 月分）

〔二次情報〕IPRdaily は、「技術方案の真実性への疑い、AI 生成技術内容、非正常出願などの品質問題で 18 の代理機構が通告された」との見出しで、通告を名簿付きで転載した[3]。先行調査で取得した転載本文によれば、AI関連の指摘は次のとおりである。今回の調査では本文を再取得できず、項目内容は再確認できていない。

項	出願人（通告の記載）	技術テーマ	案件番号等
第 10 項	南京の情報科技会社	スマート食堂の処理方法	YS00720251003149
第 11 項	江蘇省内の複数企業	電力業界の調達向け大規模モデル関連とみられる	複数件を列挙。自己点検表の 3 項目以上違反も認定
第 13 項	自動化科技会社	限外ろ過膜による水処理	YS00720251003656
第 14 項	「南京 XXXX 大学有限公司」名義	VR による物理実験のスマート評価	YS00720251003930
第 16 項	智能科技会社	太陽光パネル清掃ロボットの無傷制御方法	YS00720251004053

注：全 16 項目中の 5 項目。案件番号「YS007…」はプレ審査の受付番号とみられる〔分析〕。通告日（2025 年 8 月 12 日とされる）も未再確認。

- **出願種別**：通告には明示がないとされる。〔分析〕方法・制御系のテーマが多く、発明特許が中心と推測される。
- **件数**：見出しの「18 家」は代理機構の数であり、項目数（16）や案件数とは一致しない。案件の総数は確認できていない。
- **性質**：プレ審査段階での不通過・通告であり、**CNIPA による却下ではない。**

〔未確認〕2025 年 7〜9 月期以降の通告で AI 生成への言及が続いているかは、確認できなかった。

5　法的根拠と審査運用

5.1　非正常出願規制（中核）

〔確認済み〕実施細則第 11 条は、出願は誠実信用原則に従い、真実の発明創造活動を基礎とし、虚偽を行ってはならないと定める[5]。局令第 77 号第 3 条は非正常出願の類型として、(二)編造・偽造や現有技術の抄襲・単純置換・寄せ集め、(三)コンピュータ技術等による主たるランダム生成、(四)技術特徴の堆砌等を列挙する[4]。

〔分析〕「AI 生成」はこれらの類型に当てはめて処理されている。AI で大量に生成・寄せ集めした出願は(二)～(四)に該当しやすい。一方、AI を補助的に使ったことだけで直ちに該当するわけではない。

5.2 改正専利審査指南（2026 年 1 月 1 日施行）

- 〔確認済み〕発明者は自然人に限り、請求書に単位・集団・AI の名称を記載してはならない[6]。
- 〔確認済み〕AI 関連発明について、保護対象、創造性、十分な開示、倫理（専利法第 5 条）に関する基準と審査例を追加した[7]。
- 〔注意〕「AI で作成した明細書」を独立の拒絶理由とする規定や、AI 利用の申告義務は置かれていない[7]。

5.3 実用新型の初歩審査

〔確認済み〕実用新型の初歩審査では、明らかな実質的欠陥を審査できる[11]。〔分析〕AI 生成が疑われる実用新型出願は、理論上、非正常出願として、または明らかな欠陥（実用性の欠如、不明確等）として扱われ得る。ただし、AI生成を明示理由とした実用新型の通知書の実例は確認できなかった。

5.4 CNIPA の注意喚起（2026 年 4 月 1 日）

〔確認済み〕CNIPA は、OpenClaw 等の AI エージェントで出願書類を作成する際の 3 つのリスクを示した[8,9]。

(1) **技術情報の漏洩**：技術交底書などが外部に流出し、新規性を失ったり他者に先に出願されたりするおそれ。

(2) **実質的欠陥**：AI の幻覚による論理矛盾や技術特徴の不明確により、保護を得られないおそれ。

(3) **不誠実出願**：AI エージェントで無から生成・編造・寄せ集めた出願は誠実信用原則に反する。

不誠実出願が一定数に達すると、出願人は警告・罰金、代理機構は執業許可の取消、代理師は資格証の取消の対象となり、重い場合は重大違法失信名簿に載る。出願人には、代理機構が AI エ

ージェントを使っているかを自ら確認するよう求めた[8]。〔注意〕申告義務を新設するものではない。米国の解説記事は通知の日付を 3 月 31 日としている[19]。

5.5　他分野の規制との関係

- 〔確認済み〕《人工智能生成合成内容标识办法》（2025 年 9 月 1 日施行）は、ネット上で配信される AI 生成合成コンテンツの表示を規律する[20]。〔分析〕特許出願書類への表示義務を直接課すものではないと解される（明示的な接続規定は確認できず）。
- 〔二次情報〕ソフトウェア著作権登記では、中国版権保護センターの新申請表で、AI を使っていない旨の手書き誓約が求められるようになったと報じられた[21]。〔分析〕専利分野への波及を占う参考情報である。

6　取締り状況と統計

- 〔確認済み〕CNIPA は 2025 年 6 月の定例記者会見で、「蓝天」専項整治行動の段階的進展として、非正常出願の代理件数が多い 35 機関の集中整治（停業・取消等の重い処罰を予定）と、各地による 65 機関の立案調査を公表した[22]。
- 〔確認済み〕代理師個人の処分例として、資格証を代理機構に名義だけ置いて（挂靠）署名責任を果たさず、自己名義の出願 170 件が非正常出願と認定された代理師の資格証取消（2026 年 7 月）[23]や、名義を置いた代理機構の出願 185 件が非正常出願と認定された代理師の資格証取消（2026 年 9 月）[24]がある。
- 〔注意〕これらの処分理由は名義貸し、偽の出願人、大量の非正常出願であり、**AI 生成を明示の理由とした処分は確認できなかった**[23,24]。
- 〔二次情報〕CNIPA 自身も審査に AI を導入しているが、生成結果は審査意見として直接使わず、審査官が法令に基づき判断するとしている[25]。
- 〔未確認〕AI 生成が疑われる出願の件数について、CNIPA の公表統計は見当たらない。

7　評価・反響

7.1　中国国内

- 〔二次情報〕中華全国専利代理師協会は 2025 年 9 月 22 日の規範改正で、代理師が AI で最終提出用の出願書類を直接生成することを禁じた[15]。実務界でも、AI は補助にとどめるべきだとの立場が明確になっている。
- 〔確認済み〕復審では、出願人が提出した大規模言語モデルの生成内容を証拠として採用しなかった[18]。AI の出力は審査上の根拠にならないという姿勢を示した事例である。
- 〔確認済み〕誤検出リスクに関連して、投稿を「AI 生成内容を含むが未表示」と判定して非表示・発言禁止にしたプラットフォームに対し、判定を合理的に説明していないとして契約違反を認めた裁判例がある[26]（専利の事案ではない）。北京互聯網法院の涉 AI 典型案例にも同種の事案が選ばれている[27]。〔分析〕保護センターのテキスト検出ツールによる判定にも、同様の説明責任が問われ得る。
- 〔分析〕「AI 補助」と「AI 直接生成」の線引き基準は公表されておらず、判定の予測可能性に課題がある。

7.2　海外

- 米 National Law Review は、CNIPA の注意喚起を詳しく報じた[19]。Substack の論評は、これを AI エージェントを対象とした「世界初の公式警告」と評している[28]。これは論評者の評価である。
- 仏 Hautier IP は「AI で作成された特許出願の拒絶」との見出しの記事を出した。しかし本文の中心は発明者の特定要件であり、AI を補助ツールとして使うだけなら人間の発明であることは否定されないとしている[29]。〔分析〕見出しは誇張的である。
- MLex は 2026 年 8 月、AI チャットボットの回答に依拠した進歩性の主張が退けられたと報じた[30]。〔未確認〕上記の典型案例と同一の事案かは確認できていない。
- CNIPA 英語サイトは、機械生成の出願は非正常出願と認定されやすく、過程の監査可能な記録を残さない AI 生成明細書は拒絶リスクが高まり得るとの、英 RWS グループ幹部の発言を掲載した[31]。公式見解ではない。
- 日本では、AI 関連発明の出願指引（試行）の紹介が特許事務所から出ている[32]。南京の事例を扱った日本語の公的解説は確認できなかった。

8　他国との比較

国・機関	AI の発明者適格	AI 利用出願・AI 支援発明の扱い
中国（CNIPA）	否定（復審案件、2026 年改正指南）[6,13]	非正常出願規制と誠実信用原則で対処。地方センターがプレ審査の入口で禁止・検出
米国（USPTO）	否定	2024 年 2 月の AI 支援発明ガイダンス[33]を 2025 年 11 月に全面撤回し、AI 支援発明に別個の基準はないとした[34]
欧州（EPO）	否定（J 8/20）[35]	AI 利用自体を理由とする特別な規定は本調査では確認していない
日本	否定（知財高裁 2025 年 1 月 30 日判決）[36]	AI 利用出願の扱いは本調査では一次確認していない

〔分析〕他国の議論は「誰が発明したか」（発明者適格）が中心である。これに対し中国は、「出願行為が真実・誠実か」という行政規制の枠組みでも AI 生成出願を扱っている。地方の保護センターがプレ審査の入口で事実上の禁止・検出を行っている点も特徴的である。

9　今後の見通し（分析・推論）

(1) **審査指南の更なる改正**：2026 年施行版で AI 関連の改正を終えたばかりで、AI 生成明細書を独立の拒絶理由とする改正が短期に行われる兆候は確認できない。当面は局令第 77 号と専利法第 20 条・実施細則第 11 条による運用が続くとみられる。

(2) **申告義務化の可能性**：ソフトウェア著作権登記での誓約導入の報道や、CNIPA が代理機構の AI 利用確認を求めていることを踏まえると、将来、出願時の誠実性声明に AI 利用に関する文言が加わる可能性は否定できない。ただし公式の計画は確認できていない。

(3) **プレ審査から全国へ**：南京の運用が、他の保護センターや、CNIPA の受理・初歩審査段階での排査へ広がる可能性がある。「整治規範年」の集中整治（2026 年 5〜9 月）の結果公表が、次の手掛かりになる。

(4) **実体審査・無効への波及**：AI で作った明細書の記載不備（幻覚による矛盾、サポート不足）が、実体審査や無効審判で記載要件違反として争われる場面が増えると予想される。AI 出力を証拠として採用しない復審例[18]も、この流れを補強する。

10　日本企業への実務的示唆

- **AI は補助に限定する**：発明の着想、課題、解決手段は人間の発明者が担ったと説明できる状態にする。AI で発明内容を創出したり、実施例やデータを生成・補完したりしない。
- **記録を残す**：研究ノート、技術交底書、AI 利用のログ（何に使い、人がどう修正・検証したか）を保存する。南京市センターは AI で生成した研究開発証明資料も禁止している[1]。
- **代理機構を確認する**：中国代理機構の AI エージェント利用方針、データの扱い（交底書を外部 AI に入力しない）、人間の代理師による起案・審査責任を契約や指示書に明記する[8]。CNIPA の行政処罰公表で処分歴も確認する。
- **プレ審査ルートでは特に注意する**：定型的な文体、技術効果の誇張、技術特徴の堆砌は、AI 生成・非正常出願の疑いを招く。人による推敲と実証データの裏付けを徹底する。
- **発明者を正しく記載する**：実際に創造的な貢献をした自然人に限り、身分情報を正確に記載する[6]。
- **翻訳・下書きに AI を使う場合**：使用自体は禁止されていないが、幻覚による技術的矛盾は記載不備に直結する[8]。中国語と技術に通じた者による全文確認を必須工程とする。

11　調査の限界

- 南京市の 2025 年 6 月の通知は全文転載で確認したが、原文（WeChat）は取得できなかった。品質通告（2025 年 4-6 月分）は、今回の調査では見出ししか再確認できず、通告日・項目・案件番号は先行調査時の取得内容に依拠している。
- CNIPA の初歩審査で AI 生成を理由とする通知書の実例は「確認できなかった」のであり、「存在しない」ことを証明したものではない。
- 一部報道にあった代理機構の大規模処分例や、非正常出願の通報件数・AI 検出システムに関する数字は、一次資料で確認できなかったため本書では採用していない。
- 日本（JPO）の AI 利用出願の扱いについては、本調査では一次確認していない。

参考文献

［ ］内の赤字は、原文未取得・本文未確認などの留意点を示す。URL の確認日：2026 年 10 月 29 日。

[1] 南京市知识产权保护中心「关于在专利申请文件中禁用 AI 直接生成内容的通知」（2025 年 6 月 4 日）。全文転載：知识产权律师网（2025 年 6 月 9 日掲載）。 https://www.ciplawyer.cn/articles/156837.html **［原文（WeChat 公式アカウント）は未取得。転載で確認］**

[2] Aaron Wininger, "Nanjing's Intellectual Property Protection Center Bans the Use of Generative AI in Drafting Patent Application Documents Submitted for Pre-Examination," China IP Law Update（2025 年 6 月 6 日）。 https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/nanjings-intellectual-property-protection-center-bans-the-use-of-generative-ai-in-drafting-patent-application-documents-submitted-for-pre-examination/

[3] IPRdaily「18 家代理机构因技术方案真实性存疑、AI 生成技术内容、非正常专利申请等质量问题被通告｜附名单」（掲載日未確認）。南京市知识产权保护中心「专利申请预审典型质量问题通告（2025 年 4-6 月）」の転載とされる。 http://www.iprdaily.cn/news_40403.html **［今回は見出しのみ再確認。本文は取得できず、項目・案件番号・通告日は先行調査時の取得内容による］**

[4] 国家知识产权局令第 77 号「规范申请专利行为的规定」（2023 年 12 月 21 日公布、2024 年 1 月 20 日施行）。国务院公报掲載。 https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11166/202402/content_6931890.html

[5] 「中华人民共和国专利法实施细则」（国务院令第 769 号により 2023 年 12 月 11 日改正、2024 年 1 月 20 日施行）第十一条。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html

[6] 国家知识产权局令第 84 号「国家知识产权局关于修改《专利审查指南》的决定」（2025 年 11 月 10 日公布、2026 年 1 月 1 日施行）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/14/art_99_202568.html

[7] Aaron Wininger, "China's National Intellectual Property Administration Releases Revised Guidelines for Patent Examination Effective January 1, 2026," China IP Law Update（2025 年 11 月 23 日）。 https://www.chinaiplawupdate.com/2025/11/chinas-national-intellectual-property-administration-releases-revised-guidelines-for-patent-examination-effective-january-1-2026/

[8] 国家知识产权局（媒体视点）「使用“小龙虾”等智能体撰写专利申请文件或诱发多重风险」（中国知识产权报の転載、2026 年 4 月 3 日掲載）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/3/art_55_205609.html

[9] 新京报「国家知识产权局：使用 OpenClaw 等智能体撰写专利申请文件或诱发多重风险」（2026 年 4 月 1 日）。 https://www.bjnews.com.cn/detail/1774999587129962.html

[10] 国家知识产权局・公安部・国家市场监督管理总局「关于印发知识产权代理行业“整治规范年”行动方案的通知」（国知发运字〔2026〕13 号、2026 年 4 月 16 日付、4 月 23 日掲載）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/23/art_75_206097.html

[11] 国家知识产权局『专利审查指南（2023）』（局令第 78 号）第一部分第一章（初步审查）。 https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/%E4%B8%93%E5%88%A9%E5%AE%A1%E6%9F%A5%E6%8C%87%E5%8D%97.pdf **［2025 年改正（局令第 84 号）反映前の版］**

[12] 知乎専欄「AI 写的专利是如何被国知局审查出来的！」（著者・日付不明）。 https://zhuanlan.zhihu.com/p/1941860994742724500 **［見出しのみ確認。本文未取得］**

[13] 国家知识产权局「【十大案件】“食物容器和吸引增强注意力的装置和方法”发明专利申请复审请求案」（2024 年 8 月 13 日掲載。復審決定第 1373038 号）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/13/art_2648_194170.html

[14] 国家知识产权局「人工智能相关发明专利申请指引（试行）」（2024 年 12 月 31 日）。附件 3「常见问题解答」を含む。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html

[15] Aaron Wininger, "All-China Patent Attorneys Association Bans Members From Using AI to Generate Patent Application Documents and Engaging in Price Wars," The National Law Review（2025 年 9 月 28 日）。中华全国专利代理师协会《专利代理职业道德与执业纪律规范》（2025 年 9 月 22 日改正）の紹介。 https://natlawreview.com/article/all-china-patent-attorneys-association-bans-members-using-ai-generate-patent **［規範の中国語原文（acpaa.cn）は未取得。第 15 条の条番号は英訳記事による］**

[16] 南京信息工程大学 科技产业处・大学科技园管理办公室「关于南京市知识产权保护中心快速预审新规的通知」（2026 年 4 月 24 日）。 https://bulletin.nuist.edu.cn/info/1015/56157.htm

[17] 澎湃新闻（钟煜豪）「南京市知识产权保护中心收紧高校专利预审门槛：严禁突击申报」（2026 年 4 月 25 日）。 https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_33051715

[18] 国家知识产权局「2025 年度专利复审无效典型案例」（2026 年 4 月 26 日）案例十「一种钨锆合金的金相制备方法」発明特許出願復審案。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/26/art_3668_18.html

[19] Aaron Wininger, "CNIPA Warns Against Using AI Agents Including OpenClaw in Drafting Patent Application Documents," The National Law Review（2026 年 4 月 1 日）。 https://natlawreview.com/article/cnipa-warns-against-using-ai-agents-including-openclaw-drafting-patent-application

[20] 国家互联网信息办公室・工业和信息化部・公安部・国家广播电视总局「关于印发《人工智能生成合成内容标识办法》的通知」（国信办通字〔2025〕2 号、2025 年 3 月 14 日発布、9 月 1 日施行）。 https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm

[21] 新浪财经（澎湃新闻の転載）「中国版权保护中心整治软件版权登记批量代写等乱象，经办人需实名」（2026 年 3 月 17 日）。 https://finance.sina.com.cn/jjxw/2026-03-17/doc-inhrhics5449452.shtml **［中国版权保护中心の原告示は未確認］**

[22] 中国新闻网（苏亦瑜）「国家知识产权局：今年“蓝天”行动在多个方面取得阶段性进展」（2025 年 6 月 27 日。同日の CNIPA 定例記者会見の報道）。 https://www.chinanews.com/cj/2025/06-27/10439122.shtml

[23] 国家知识产权局「国家知识产权局行政处罚决定书（许萍萍）」（国知处运字〔2026〕91 号、2026 年 7 月 3 日）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/20/art_547_207272.html?xxgkhide=1

[24] 国家知识产权局「国家知识产权局行政处罚决定书（毛振毅）」（国知处运字〔2026〕121 号、2026 年 9 月 30 日。10 月 14 日掲載）。 https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/10/14/art_547_208467.html?xxgkhide=1

[25] Aaron Wininger, "CNIPA June 2025 Press Conference: Central Rectification of 35 Firms with Large Number of 'Abnormal' Patent Applications; Explore Use of AI in Patent Examination," China IP Law Update（2025 年 6 月 30 日）。 https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/cnipa-june-2025-press-conference-central-rectification-of-35-firms-with-large-number-of-abnormal-patent-applications-explore-use-of-ai-in-patent-examination/

[26] 新浪科技（中国知识产权报の転載）「内容被判定为 AI 生成而遭屏蔽，用户起诉平台获胜诉——完善算法治理 平衡创新保护」（2025 年 7 月 9 日）。 https://finance.sina.com.cn/tech/roll/2025-07-09/doc-infewcvp4836871.shtml

[27] 北京互联网法院「涉人工智能典型案例」（2025 年 9 月 10 日発表、案例五）。China IP Law Update 掲載の PDF。 https://www.chinaiplawupdate.com/wp-content/uploads/2025/09/北京互联网法院涉人工智能典型案例.pdf **［法院公式サイトの原文は未取得。報道間で当事者の仮名表記に揺れがあり、上記の新浪記事の事件と同一かは推定］**

[28] Michael MA, "CNIPA Issues World's First Warning on AI Agents for Patent Drafting," Substack（2026 年 4 月 1 日）。 https://michael7924.substack.com/p/cnipa-issues-worlds-first-warning

[29] Janna Marbec, "CHINA 2026: Rejection of Patent Applications Drafted by Artificial Intelligence," Hautier IP（2025 年 12 月 31 日）。 https://www.hautier.fr/en/china-2026-rejection-of-patent-applications-drafted-by-artificial-intelligence/?lang=en

[30] MLex, "China rejects AI-backed inventive-step arguments in patent prosecution"（2026 年 8 月 11 日）。 https://www.mlex.com/mlex/articles/2511939 **［有料記事。冒頭抜粋のみ確認］**

[31] CNIPA 英語サイト（China IP News の転載）「15th CIPAC｜IP Unlocks the Future of Open Innovation」（2026 年 9 月 23 日）。 https://english.cnipa.gov.cn/art/2026/9/23/art_2975_208284.html

[32] 弁理士法人 ITOH「中国における人工知能(AI)関連発明特許出願ガイドライン（試行版）」&「速報 中国 2024 年度知財統計データ」（2025 年 1 月 22 日）。 https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/

[33] USPTO, "Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions," 89 FR 10043（2024 年 2 月 13 日）。 https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions

[34] USPTO, "Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions," 90 FR 54636（2025 年 11 月 28 日）。 https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/html/2025-21457.htm

[35] EPO Legal Board of Appeal, J 8/20（Designation of inventor / DABUS）（2021 年 12 月 21 日）。 https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1 **［本ページは未取得。EPO の別ページで内容を確認］**

[36] 志賀国際特許事務所 "IP High Court Case Regarding Patent Inventorship: Patent Inventor Must Be Human"（2025 年 3 月）。知財高裁令和 7 年 1 月 30 日判決（令和 6 年(行コ)第 10006 号）の解説。 https://shigapatent.com/en/topics/iphc_dabus/